

## 専決処分第8号

### 専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年6月24日

高根沢町長 神林秀治

1 損害賠償の額 156,629円

2 損害賠償の相手方 個人

3 事故の概要 令和7年2月13日午後1時50分頃、高根沢町大字石末地内において、こどもみらい課職員が停車した公用車（宇都宮580ね4194）から外に出ようとドアを開けた際、当該ドアが風に煽られ、隣に停車していた相手方車両に接触し、当該車両を破損した。

その破損に対して損害賠償をする。